



雇用の制度と職種

在日米軍従業員の雇用に関して、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、**基本労務契約「Master Labor Contract(MLC)」、船員契約「Mariners Contract(MC)」及び諸機関労務協約「Indirect Hire Agreement(IHA)」**という3つの労務提供契約を結んでいます。

基本労務契約(MLC)と諸機関労務協約(IHA)は、職場に違いがありますが、給与、勤務時間、休暇等に大きな違いはありません。

船員契約(MC)は、基本労務契約と類似しているものの、勤務時間や休暇、休日などは、日本の船員の海事慣行に準拠したものとなっています。

いずれの労務提供契約においても、従事するのは主に在日米軍基地内での支援業務であり、職種によっては専門知識・技能・英語の能力が求められます。

職 種	業 務 内 容
事務・技術関係	庶務、会計、通訳などの事務関係、建築、土木、機械などの技術関係の業務に従事します。
技能・労務関係	補修、点検、運転などの技能関係、清掃、販売、ウェ이터・ウェイトレスなどの労務関係の業務に従事します。
警備・消防関係	警備員、消防員等として保安業務に従事します。
医療関係	歯科衛生職、医療技術職等として病院又は診療所等において医療関係の業務に従事します。
看護関係	看護職、看護助手職として病院又は診療所等において看護関係の業務に従事します。

雇用の制限

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の労務提供契約の中で、次の方は国(防衛大臣)が雇用し在日米軍に提供することができないこととなっています。

基本労務契約(MLC)・船員契約(MC)	諸機関労務協約(IHA)
アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族	アメリカ合衆国の国籍保有者
服役中の者	
18歳未満の者	
労働法規により雇用が禁止され、又は制限されている者	

雇用の種類

基本労務契約(MLC)と諸機関労務協約(IHA)には、大きく分けて常用と臨時の雇用種類があります。

常 用	試用期間従業員	常用雇用のため採用された従業員は、最初の6か月間、試用として勤務します。(試用期間は延長、短縮又は免除される場合があります。)
	常用従業員	試用期間経過後、継続的な業務に期間の定めなく雇用される従業員です。
臨 時	日雇従業員	1か月を超えない予定の業務に1日単位で雇用される従業員です。
	限定期間従業員	4か月を超えない予定の業務(1回に限り2か月を超えない範囲で延長されることがあります。)又は2年を超えない予定の業務に雇用される従業員です。
	特殊期間従業員	医療実習生、教師(日本語)など特殊な性格を持つ業務に雇用される従業員で、あらかじめ3か月以上1年を超えない雇用期間が定められています。
	高齢従業員	常用従業員として勤務し、定年の規定により雇用が終了後、1年を超えない期間、65歳まで雇用される従業員です。
	時給制臨時従業員(HPT)	IHAのみの雇用で、臨時的業務を行うため又は常用される従業員を補助するために、1年を超えない期間雇用される従業員です。

※ 試用期間従業員、常用従業員、限定期間従業員及び高齢従業員は、フルタイムとパートタイムに分けられます。

フルタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間となります。パートタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間未満となります。

※ HPT: Hourly Pay Temporary Employees

基本給

勤務する職種ごとに基本給表・等級(1~10等級)が決められており、職種が変わらない限り、原則として等級は変更になりません。主な職種の基本給額は、以下のとおりです。

基本給表	事務・技術系	技能・労務系	警備・消防系	医療系	看護系
等 級	1~10等級	1~10等級	1~7等級	1~5等級	1~4等級
基本給額 (フルタイムの場合)	例) 予算分析職 (6等級7号俸~) 237,700円~	例) クレーン運転手 (6等級7号俸~) 199,600円~	例) 消防員 (2等級5号俸~) 181,700円~	例) 歯科衛生職 (3等級5号俸~) 185,400円~	例) 看護職 (2等級5号俸~) 188,800円~
	例) 秘書職 (4等級1号俸~) 192,700円~	例) カウンター・アテンダント (3等級5号俸~) 159,800円~	例) 警備員 (1等級7号俸~) 162,700円~		
号 俸	通常、採用時は最低号俸から始まりますが、1月1日の定期昇給により毎年号俸はアップしていきます。				

※ 基本給額は、平成30年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。